

## 嘉手納町支援対象児童等見守り強化事業業務委託仕様書

### 1. 業務の目的及び概要

家庭環境の変化等による児童虐待のリスクの高まりを踏まえ、民間団体等と連携して、要保護児童対策地域協議会の支援対象児童等として登録されている子ども等の居宅を訪問するなどし、状況の把握や食事の提供、学習・生活指導支援等を通じた子どもの見守り体制の強化を図る。

### 2. 業務委託契約期間

契約締結の日から令和5年3月31日

### 3. 業務の内容

要保護児童対策地域協議会の支援対象児童等として登録されている子ども等<sup>\*1</sup>の居宅を訪問するなどして、子ども等の状況の把握を実施する。また、必要に応じて、食事の提供（配達等を含む。）、基本的な生活習慣の習得支援や生活指導を実施する。

<sup>\*1</sup> 要保護児童対策地域協議会の支援対象児童等として登録されている子ども等だけでなく、地域社会から孤立しがちな子育て家庭や妊娠や子育てに不安感を持つ家庭等の子どもや妊婦も含む。

#### (1) 実施回数（状況の把握）

要保護児童対策地域協議会の支援対象児童等・・・・・・・・・・週1回程度

上記のほか、嘉手納町が見守りを必要と判断した児童等・・・・月2～3回程度

ただし、支援対象児童等の状況に応じて必要な場合は追加して実施すること。

#### (2) 運営体制

業務の効果的実施のため、支援対象者等に対してソーシャルワークを行える者を配置すること。

#### (3) 実施状況の報告

受託者は、当月の実施状況を翌月10日までに嘉手納町に報告すること。また、事業実施を通じて把握した支援対象児童等の様子や家庭状況等の結果について、適宜、嘉手納町と連携し情報共有を図ること。

### 4. 留意事項

(1) 事業の実施において、食事の提供を伴わない子ども等の状況の把握も含まれること。

(2) 居宅訪問等による子ども等の状況の把握をせず、単に食事の提供のみを行う場合や町が必要と認めた子ども等以外に対する食事の提供については、本事業の対象とはならないこと。

- (3) 事業に実施に当たっては、衛生管理及び事故防止の徹底を図ること。
- (4) 子ども等の状況の把握に当たっては、ICT 機器を活用した通信手段を用いて把握を行うなど、感染拡大防止の観点から工夫を行うよう検討すること。

## 5. 個人情報の保護

受託者は嘉手納町個人情報保護条例（平成 14 年 12 月 26 日条例第 25 号）及び嘉手納町個人情報保護条例施行規則（平成 15 年 3 月 26 日規則第 4 号）に基づき、個人情報の保護に努めなければならない。事業に携わる者は、事業により知り得た個人情報等を漏らしてはならないものとする。また、事業終了後及びその職を退いた後も同様とする。

## 6. 事業実施に係る経費

- (1) 対象となる経費は支援スタッフの人件費や食事提供、訪問に係る経費など事業実施に係るものとする。
- (2) 経上については、必要に応じて、人件費、消耗品費、食糧費、光熱水費、通信運搬費、保険料、賃借料とする。
- (3) 備品については、借料（リース等）及び消耗品費で対応するものとする。
- (4) 食事提供数については、委託契約期間内で 2,000 食程度とする。

## 7. 事故対応

受託者は、本業務中における事故の予防及び発生した事故について必要な措置をとらなければならない。（※保険等に加入し対策をとること。）

## 8. その他

- (1) 事業実施にあたっては、関係法令等を遵守すること。
- (2) 本仕様書に定めのない事項については、嘉手納町と協議の上、決定するものとする。